

九州大学情報公開取扱規程

平成16年度九大規程第29号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 元年 7月30日
(令和元年度九大規程第17号)

(趣旨)

第1条 国立大学法人九州大学（以下「本学」と言う。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又はその他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定するものをいう。

(開示請求)

第3条 本学が保有する法人文書について、法第4条第1項に基づき開示請求をする者は、別記様式第1号により開示請求書を本学に提出するとともに第9条に定める開示請求手数料を納付しなければならない。

(開示決定等の審議)

第4条 本学は、開示請求された法人文書について開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）を行うに当たっては、情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）にその審議を行わせるものとする。

2 委員会は、開示決定等の審議を行うに当たっては、必要に応じ、当該文書を保有する部局等の長に意見を求めるものとする。

3 前項の規定により意見を求められた部局等の長は、必要に応じ、九州大学情報公開・個人情報保護委員会規程（平成16年度九大規程第192号）第7条の規定に基づき設置される当該部局等の部局情報公開・個人情報保護委員会にその審議を行わせるものとする。

(開示決定等)

第5条 本学は、委員会の審議結果に基づき、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うものとする。

2 本学は、開示決定等を行ったときは、別記様式第2号又は別記様式第3号により開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に通知しなければならない。

(開示決定等の期間の延長)

第6条 本学は、法第10条第2項の規定により開示決定等を更に30日以内の期間で延長するときは、別記様式第4号により、開示請求者に通知しなければならない。

2 本学は、法第11条の規定により開示決定等の期間を延長するときは、別記様式第5号により開示請求者に通知しなければならない。

3 本学は、法第12条第1項の規定又は法第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、別記様式第6号により当該独立行政法人又は行政機関の長に通知し、別記様式第7号によりその旨を開示請求者に通知しなければならない。

4 本学は、法第14条第1項又は2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別記様式第8号又は別記様式第9号により当該第三者に通知し、別記様式第10号により意見を聴取するものとする。

5 本学は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別記様式第11号により当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施方法)

第7条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第15条第1項 ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定め

るもの)

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- (4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(ロ及びハの方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学が保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付。(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R又はDVD-R)に限る。以下同じ。)に複写したものの交付

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

- (3) 電磁的記録(前2号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、本学がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているもの)に限る。別表の7の項ロにおいて同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)

- ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- 4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
 - (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付
- 5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(開示の実施)
- 第8条 本学は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別記様式第12号又は別記様式第13号による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別記様式第14号による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。
 - 2 前項の規定により開示を実施するときは、第9条に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。
 - 3 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、郵送料を郵便切手で徴収した上で法人文書の写しを送付するものとする。
(手数料の額等)
- 第9条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を納めなければならない。
 - (1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円
 - (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイからホのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからホに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。
 - イ 法第12条第1項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）
 - ロ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち本学が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額
 - ハ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち本学が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額
 - ニ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）第12条の2の規定に基づき行政機関から行政文書の一部について移送された場合 300円のうち本学が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額
 - ホ 法第13条第1項の規定に基づき行政機関に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち本学が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文

書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料及び開示実施手数料は、本学が指定する金融機関への振込により納付しなければならない。この場合において振込にかかる手数料は、開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者の負担とする。

（開示実施手数料の減額等）

第10条 本学は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別記様式第15号により当該減額又は免除を求める理由を記載した申請書を本学に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 本学は、第1項規定により減額又は免除の可否を決定したときは、別記様式第16号又は別記様式第17号により申請人にその旨を通知しなければならない。

5 第1項の規定によるもののほか、本学は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

（審査請求）

第11条 本学は、開示決定等について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。

2 前項の規定により、総長から意見を求められた事案の検討については、第4条第2項及び第3項の規定に準じて行うものとする。

3 本学は、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、別記様式第18号により次の各号に掲げる者に通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（事務）

第12条 この規程に定める情報公開の実施に係る事務は、関係各部局等、事務局関係各課等の協力を得て、情報公開事務室において行う。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規程第217号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第73号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第37号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第10号）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第80号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第12号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第17号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取った電磁的記録を光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取った電磁的記	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額

	録を光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付	
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ	イ 専用機器	1巻につき290円

ープ又はビデオディスク	により再生したものの視聴	
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ 光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写	1巻につき390円

	したものの 視聴	
	ロ ビデオカ セットテー プに複写し たものの交 付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムに ついては13,000円、35ミリメートル映画 フィルムについては10,100円)に記録時間 10分までごとに2,750円(16ミリメー トル映画フィルムについては3,200円、35ミ リメートル映画フィルムについては2,650円) を加えた額
9 スライド 及び録音テ ープ(第9 条第5項に 規定する場 合における ものに限 る。)	イ 専用機器 により再生 したものの 視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカ セットテー プに複写し たものの交 付	5,200円(スライド20枚を超える場合に あつては、5,200円にその超える枚数1枚に つき110円を加えた額)
備考 1の項ハ若しくはニ、2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において、 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

法人文書開示請求書

年 月 日

国立大学法人九州大学 御中

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居住： (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒 TEL ()
連絡先： (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〒 TEL ()

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 本学における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> (1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) その他()
 <実施の希望日>
 イ 写しの送付 (郵送) を希望する。

3 開示請求手数料 (1件 300円)

本学が指定する金融機関の口座へお振込みの上、この開示請求書に振込みの証の写しを添付してください。

なお、振込手数料は開示請求者側で御負担願います。

振込額 _____ 円

(*以下は記入しないでください。)

受理年月日	年 月 日	開示請求手数料	300円 × 件 = 円
決定期限	年 月 日	整理番号	

法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった事を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別

- ① 開示請求書のとおり開示の実施ができる。
- ② 開示請求書のとおり開示の実施ができない。

実施できない理由 ()

(2) 開示の実施の方法等

法人文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の算定基準	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	控除する額	開示実施手数料の額	備考

(3) 本学における開示を実施することができる日時、場所

(4) 写しの送付を希望する場合の準備に要する日数及び郵送料の額

準備に要する日数 日
 郵送料（郵便切手）の額 円分

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
- 2 不開示とした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 延長後の期限
- 3 延長の理由

第 号
年 月 日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等する期限

月 日 ()

第 号
年 月 日

(他の独立行政法人等) (他の行政機関の長) 御中 (殿)

国立大学法人九州大学

印

開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項(第13条第1項)の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る法人文書名	
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	
備考	

(開示請求者) 様

国立大学法人九州大学

印

開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（第13条第1項）の規定により、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	
移送年月日	年 月 日
移送先の独立行政法人等（移送先の行政機関の長）	独立行政法人等（行政機関の長） （連絡先） 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等（行政機関の長）が行うことになります。

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

国立大学法人九州大学 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限
年 月 日（ ）

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

国立大学法人九州大学 印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封しました「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限
年 月 日（ ）

法人文書の開示に関する意見書

国立大学法人九州大学 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

年 月 日付で照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

- 1 照会のあった法人文書の名称
- 2 意見
 - (1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

 - (2) 支障（不利益）の具体的内容

法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者）様

国立大学法人九州大学

印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立大学法人九州大学 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書（ 年 月 日付け 第 号）により通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けますので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、申出をします。

※開示実施手数料

本学が指定する金融機関の口座へお振込みください。また、この開示実施申出書に振込みの証の写しを添付してください。

なお、振込手数料は開示実施請求者側で御負担願います。

振込額 _____ 円

法人文書の更なる開示の申出書

国立大学法人九州大学 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める法人文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
(年 月 日付け 第 号)
- 3 開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)
(写しの送付を希望する場合は、その旨)

※ 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

- 4 開示実施手数料
本学が指定する金融機関の口座へお振込みください。また、この開示申出書に振込みの証の写しを添付してください。
なお、振込手数料は開示実施請求者側で御負担願います。

振込額 _____ 円

開示実施手数料の減額（免除）申出書

国立大学法人九州大学 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める理由

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

(2) その他（かっこ内に具体的理由を記載してください。）

[]

(注) (1)又は(2)のいずれかに○印を付してください。

(1)に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

(2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学

印

年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

開示実施手数料の減額（免除）について

（開示請求者） 様

国立大学法人九州大学 印

年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書と、その開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として、裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、取消しの訴えを提起することができません。

(審査請求人等) 様

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

国立大学法人九州大学 印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 法人文書の名称	
2 審査請求に係る 開示決定等	
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号